

平成23年度（平成23年4月1日  
から平成23年5月1日までの間）

## 事業報告書

## A事業活動

### 第1 青少年の非行防止及び健全育成に関する事業

#### 1 地域ふれあい事業の実施

本年度は、(財)社会安全研究財団の助成を受け、(公社)全国少年警察ボランティア協会(以下「全少協」という)と都道府県少年警察ボランティア協会等(以下「県少協」という)の共催で、27道府県で実施を予定しているが、4月18日付で該当道府県に実施についての通知を発出した。

#### 2 インターネット利用による少年サポート活動の実施

(1) サイバー・ボランティアがパソコンからホットラインで、次のような活動を行った。

事業者宛の告知 3件

児童宛メールの送付 1243件

(平成23年4月1日～4月30日)

(2) 実務研修の実施等

ホットライン活動のより一層の充実を図るため、サイバー・ボランティア指定員の指定替えを行った。

4月15日、実技指導者等を全少協に招致し、新しく指定された者及び前年度に研修に参加していない者に対して実施を予定している実務研修についての事前打合せ会議を行った。

#### 3 少年の非行防止活動等に関する広報活動の実施

全少協ホームページに、トピックスとして、全少協で実施した研修等について掲載した。

公益法人への移行に伴い必要となったホームページ、広報用資料の改訂作業を進めた。

#### 4 ボランティアの裾野拡大施策の推進

全少協が保険料を負担して推奨している、大学生ボランティアの少年警察ボランティア団体総合補償保険の加入件数は、4月中に、5県74名であった。

## 第2 少年警察ボランティアに対する研修事業

### 1 少年警察ボランティア等の地域カンファレンスの開催

本年度は、(財)社会安全研究財団の助成を受け、全少協と県少協の共催で、20都府県で実施を予定しているが、4月18日付で該当都府県に実施についての通知を発出した。

### 2 地域少年警察ボランティア連絡協議会カンファレンスの開催

本年度も、全少協が支援して、北海道を含む8つの地域少年警察ボランティア連絡協議会単位で、管内の都道府県少年警察ボランティアが参加するカンファレンスの開催を予定しているが、4月18日付で開催支援についての通知を発出した。

## 第3 少年警察ボランティアに対する顕彰事業

平成23年6月14日(火)、東京都港区の明治記念館において表彰式を行い、少年補導功労者栄誉金章及び同功労団体表彰を授与し、同栄誉銀章及び同栄誉銅章は、県少協の表彰式等において伝達の予定である。

4月27日、平成23年度少年補導功労者栄誉銅章の審査を行い、188名の受賞者を内定した。

## B 協会事務等

### 第1 会議の開催

#### 1 総会

東日本大震災発生のため延期していた平成22年度第2回総会を、平成23年4月15日(金)に東京都千代田区のグランドアーク半蔵門において開催し、正会員47名中47名(うち書面表決状提出者9名、委任状提出者29名)が出席して、第1号議案「平成23年度事業計画(案)について」、第2号議案「平成23年度収支予算(案)について」及び第3号議案「平成23年度社団法人全国少年警察ボランティア協会決議(案)について」を審議して議決承認した。

#### 2 理事会

東日本大震災発生のため延期していた平成22年度第3回理事会を、平成23年4月15日(金)に東京都千代田区のグランドアーク半蔵門において開催し、理事15名中15名(うち書面表決状提出者4名、委任状提出者3名)及び監事1名が出席して、議案「平成22年度総会に提出する議案について」を審議して議決承認した。

### 第2 機関紙「みちびき」の発行

機関紙「みちびき」(平成23年4月・第122号)を発行した。同号には、特に、被災地へのお見舞いと義援金募集について掲載し、第17回全国少年警察ボランティア・ニューリーダー研修会、ホットライン従事者実技研修会、地域ふれあい事業、地域カンファレンス、地域少年警察ボランティア連絡協議会カンファレンス等を紹介した。

### 第3 公益法人への移行に関する事務

全少協では、かねてから、新制度による特例民法法人から公益社団法人への移行に向けて準備を進めていたが、この度移行の認定を受け、所定の手続きを済ませて、平成23年5月2日、「公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会」として発足することとなった。

なお、これまでの経過については、次のとおりである。

平成23年1月17日 臨時総会で、定款及び役員等の報酬の支給及び費用の支弁に関する規程の改正並びに移行認定申請についての承認

3月 1日	内閣府への移行認定の申請
3月 18日	内閣府での審査
4月 15日	公益認定等委員会の答申
4月 20日	内閣総理大臣の認定
5月 2日	解散登記（特例民法法人）・設立登記（公益社団 法人）手続き
5月 11日	行政庁（特例民法法人）・旧主務官庁（国家公安 委員会）に対する届出
5月 12日	内閣府の移行認定の公示